

# 境港市議会業務継続計画（BCP）

令和4年1月17日制定

## 1. 策定の目的

大規模災害などの非常時においても、議会が、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図る必要がある。議会が自らの役割である行政の監視機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。

一方で、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

このことから、境港市において地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、境港市議会として境港市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、迅速かつ適切な対応を図るため、「境港市議会基本条例（平成25年境港市条例第22号）」第6条及び「境港市議会における災害発生時等の対応要綱」（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、境港市議会業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

※境港市議会業務継続計画（BCP）の制定に伴い、「境港市議会災害対策協議会設置要綱」は廃止する。

## 2. 議会・議員・議会事務局の役割

### ○議会の役割

議会は、大規模災害が発生した場合でも、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催することで、機能を発揮する必要がある。そのためには様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

### ○議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期においては、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。議員は、議会機能を維持するという本来の役割を認識し、地域の防災活動などに従事する役割を担うものである。

### ○議会事務局の役割

- ・避難者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ・議員、所属職員の安否確認
- ・災害関係情報の収集・整理、議員への伝達
- ・議会事務局事務室（以下「事務室」という。）の被災状況、電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認及び執務場所の確保
- ・議事堂（※議場、第3会議室、議員控室、議長室、議員応接室など議会活動に必要な場所。以下同じ。）の被災状況の確認と会議場所の確保
- ・議事堂の放送設備の稼働の確認
- ・報道対応
- ・市対策本部総務対策部各課の所掌業務の応援

など

### 3. 災害時の市との関係

本市において、災害対応に主体的に当たるのは自治防災課をはじめとする執行部の各課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されるので、議員個々で、情報提供の要請、災害対応の要望（ただし住民の生命・身体に関わることなど緊急を要する案件を除く。）は行わないこととし、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう、その状況と緊急性・必要性を見極めた上で、全て一元的に行う。

議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる。

### 4. 境港市議会災害対策支援本部の設置（要綱第2条関係）

境港市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、境港市議会内に境港市議会災害対策支援本部（以下「議会対策本部」という。）を設置することができる。

市対策本部設置後、市対策本部の本部員となる議会事務局長は速やかに情報収集を行い、議長と議会対策本部の設置要否について協議し、議長は必要に応じて議会対策本部の設置を決定する。

議会対策本部設置決定後、議長（本部長）及び議会事務局長は議長室（議長室が使用できない場合は第3会議室）に参集し、副議長（副本部長）、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長（本部役員）、議会事務局職員に参集を要請する。

議会対策本部は、全構成員による境港市議会災害対策支援本部会議（以下「議会対策本部会議」という。）を適宜開催し、各構成員が収集した情報及び市対策本部が提供する情報の共有及び分析、市対策本部との連携協力、議会としての災害対応等について協議及び調整を行う。

議会対策本部会議には、原則として徒歩または自転車にて参集する。

議会対策本部は、市対策本部の廃止、もしくは議会対策本部会議の決定により廃止する。

### 5. 議会対策本部の構成（要綱第3条関係）

議会対策本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

本部長は、議長をもって充て、議会対策本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

本部役員は、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会対策本部の事務に従事する。

本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け議会対策本部の事務に従事する。

#### 【議会対策本部 組織図等】

別表Ⅰ「境港市議会災害対策支援本部 組織図・連絡網」

### 6. 議会対策本部の任務（要綱第4条関係）

#### （1）安否の確認

- ・議員の安否等の確認及び連絡調整を行うこと。
- ・議会対策本部設置後、議員に対して議会対策本部からメール又は電話で連絡を行う。議員の

安否確認結果を受け、別表2「議員安否等報告 記録用紙」に記録する。

(2) 議会機能の早期回復と維持

- ・議事堂及び事務室の施設及び設備の安全確認。
- ・議事堂及び事務室の被災状況（電話・パソコンなどの通信機器、電気・水道などインフラ、放送設備等）の確認及び執務・会議場所の確保。

(3) 市対策本部からの災害情報報告と議員への情報提供

- ・市対策本部から報告を受け、各議員に情報提供を実施。議会事務局長が市対策本部会議で情報収集し、議会对策本部へ情報提供を行う。未参集の議員へメール又は電話で情報提供を行う。

(4) 災害情報の収集、整理及び市対策本部への情報提供

(5) 市対策本部からの災害に関する依頼事項に係る対応

(6) 被災地及び避難所等の調査

(7) 必要に応じた市対策本部への要望及び提言の実施

(8) 国、県、政党及び関係機関等に対する災害対応に関する要望活動の実施

(9) 今後の議会对応についての協議

(10) その他、本部長が必要と認める事項に関すること

7. 災害発生時の議員の基本行動（要綱第5条関係）

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

このため、議員の消防団及び自主防災組織などにおける活動については、災害時における議員の役割や行動が優先されることから、原則として一構成員である団員又はメンバーに留め、消防団の団長、副団長、分団長、副分団長、各地区自主防災組織の会長などの役職には就任しないように努める。議会事務局職員もこれに準拠する。

【災害時における議員の基本行動内容】

- ・議会对策本部からの参集要請に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ・地域活動などを通して、市が対応しきれない被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて議会对策本部へ報告する。
- ・議会对策本部からの参集要請があるまでは、地域の一員として市民の安全確保、避難所への誘導、応急対応、被災者に対する相談及び助言など各地域における活動に積極的に従事する。
- ・議員は、議会对策本部が設置された場合には、原則、要綱第4条に定める議会对策本部の任務にあたる。

8. 情報の収集と報告

○正確な情報収集

議会として適正な審議、決定を行うには、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の入手する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。市対策本部等と議会对策本部において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。

○地域の災害情報収集と報告

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害対策本部からの参集要請があるまでは、災害発生時の基本行動に掲げているとおり地域での救助活動などに協力し、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。情報の収集は、現場での目視、現認、聴取を基にし、伝聞による情報は加えない。

9. 議会事務局の対応（要綱第6条関係）

議会事務局長は、市対策本部設置後、議長と議会対策本部設置の要否について協議する。また、市対策本部と議会対策本部が連携した災害時対応を行うために必要な各種連絡調整を行う。

議会事務局職員は、議会対策本部の事務に従事する。対応は「7. 災害発生時の議員の基本行動」に準拠する。

10. 災害時における議会事務局の業務優先度

境港市BCP（業務継続計画）「第3部 災害時優先業務」に基づき、議会事務局所掌事務の優先度は下表のとおりとする。

	所掌事務	優先度
調査庶務係	公印の管守に関する事。	A
	文書の收受、発送及び整理保存に関する事。	B
	儀式及び交際に関する事。	B
	職員の人事管理に関する事。	A
	予算に関する事。	A
	議長会及び事務研修に関する事。	B
	各種調査、研究及び資料の収集に関する事。	C
	その他調査庶務に関する事。	B
議事係	本会議に関する事。	A
	委員会(公聴会を含む。)及び協議会に関する事。	A
	議案の審査及び立案に関する事。	A
	請願及び陳情に関する事。	A
	議決、選挙及び決定事項の処理に関する事。	A
	議決原本の保管に関する事。	B
	会議録その他会議の記録の調製に関する事。	B
	議事に関する調査及び研究に関する事。	C
	議員の身分に関する事。	A
	議会図書室に関する事。	C
	議事堂及び事務室の維持管理に関する事。	A
	経理に関する事。	A
	物品の購入、管理及び受払いに関する事。	A
	その他議会の議事に関する事。	B

<優先度>

A：継続業務（通常業務のうち、災害時優先業務として行う優先度の高い業務）

B：縮小業務（通常業務のうち、業務内容を縮小して行う業務）

C：休止業務（通常業務のうち、休止・延期する業務）